

恵庭市監査委員処務規程

(目的)

第1条 この告示は、監査委員の職務運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査委員会議の設置)

第2条 監査委員の職務運営に関し協議するため、監査委員会議を置く。

2 監査委員会議は、監査委員が必要と認める場合に招集する。

(協議事項)

第3条 監査委員会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員の職務執行方針に関すること。
- (2) 監査計画及び監査執行に関すること。
- (3) 監査等（検査及び審査も含む。以下同じ。）に関する結果の意見、講評、報告、通知及び公表に関すること。
- (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 監査事務局の組織機構に関すること。
- (6) その他監査委員の職務運営について、協議の必要があると認めること。

(監査委員の業務分担)

第4条 監査執行上必要があるときは、監査委員会議において業務の分担を定めることができる。

(代表監査委員の職務)

第5条 代表監査委員が処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員会議の統括に関すること。
 - (2) 職員の任免、服務等に関すること。
 - (3) 職員の道外出張命令に関すること。
 - (4) 全国都市監査委員会及び北海道都市監査委員会に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の事項であっても異例又は重要と認められる事項については、監査委員会議において協議し、処理するものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施する。